

## 阪神水道企業団 V E 提案審査委員会設置要綱

### (目的)

第 1 条 阪神水道企業団が発注する工事において、V E 提案特記仕様書に基づき、請負人から提出された V E 提案の技術的な審査を行うことを目的として阪神水道企業団 V E 提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、V E 提案特記仕様書に基づいて提出された V E 提案に対し、当該 V E 提案の採否についての審査を行うものとする。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理するものとし、副企業長をもってあてる。
- 3 副委員長は、委員長が会務に支障があるとき、その会務を代行するものとし、総務部長をもってあてる。
- 4 委員は、5 名以内で委員長が任命するものとする。
- 5 委員長が必要と認めるときは、臨時委員を指名することができる。
- 6 臨時委員は、当該事項の調査審議を終了したときにその身分を失う。

### (会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催し議決することができない。ただし、委員が出席できない場合は、その所属の職員を代理とすることができる。
- 3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (専門部会)

第 5 条 委員長は、必要に応じて阪神水道企業団 V E 提案審査委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を設けることができる。

- 2 専門部会は、委員長の命を受け、必要事項を調査し、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 3 専門部会は、委員長が任命する委員及び幹事により組織する。
- 4 幹事は各委員の所属の職員から任命する。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係のある者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会及び専門部会の事務局は、総務部総務課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。